

緑化地域制度

(1) 制度概要

本制度は、緑が不足している市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけるもの【都市緑地法第 34 条】。都市計画における、地域地区の一つ【都市計画法第 8 条】。

市町村が計画決定を行う。緑化率は、敷地面積の 25%以内に設定することが義務づけられる。緑化率は、建築基準関係規定とみなされ、建築確認の要件となる。条例を定めれば、25%以上の緑化率を努力義務とすることもできる。

(2) 指定状況

表 (指定一覧) 緑化地域

都道府県	都市名	緑化地域名	計画決定 年月日	指定面積 (ha)	緑化の義務付 けの対象(m ²)	緑化率の 最低限度	緑化実 績(ha)
東京都	世田谷区	東京都市計画緑化地域	H22. 10. 1	5, 680. 6	300 m ² 以上	5%～25%	156. 36
神奈川県	横浜市	横浜市緑化地域	H21. 4. 3 R3. 8. 25	24, 986. 0	500 m ² 以上	10%	171. 51
愛知県	名古屋市	名古屋都市計画緑化地域	H20. 10. 31	30, 261. 0	300 m ² 以上 500 m ² 以上 (建 ぺい率 60%を 超える地区)	10% (建ぺい 率 60%超え) 15% (建ぺい 率 50%を超え 60%以下) 20% (建ぺい 率 50%以下)	667. 17
愛知県	豊田市	豊田市緑化地域	H24. 10	196. 0	500 m ² 以上	5%～15%	0. 80
合計	4	4		61, 123. 6			995. 84

※ 令和 6 年 3 月 31 日現在